

業務仕様書

1. 件名

地方都市再生におけるまちづくり評価指標検討業務（その2）

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年9月30日

3. 業務の目的

当機構が全国で行っている地方都市におけるまちづくり支援の取組みは、地区の状況や支援の方法が多様であることから、取組みの効果や成果を適切に評価し、その評価結果を分かりやすく示すことができていないことが課題である。

そのため、令和6年度よりまちづくり評価指標の検討を開始し、統一的な評価指標の設定は困難であることや、今後、各地区の現場における分かりやすい評価指標の設定や簡便かつ継続的に測定可能な評価方法の整理が必要であることを確認したところ。

本業務では、過年度業務を踏まえて、まちづくり評価指標の実務事例を収集するとともに、モデル地区において地方都市のまちづくり支援を行う上で分かりやすい評価指標の設定方法や評価指標を分析する際の留意事項等を整理し、当機構における地方都市のまちづくり評価指標を検討することを目的とする。

4. 業務内容

本業務では、以下に掲げる業務を行うこととする。

(1) まちづくり評価指標の実務事例収集

- ・過年度業務における成果及び今後の課題を踏まえ、個別地域の評価指標の実務事例を収集するとともに、各地区の指標の設定の仕方や評価結果について整理する。

(2) モデル地区における評価指標の検討

- ・当機構がコーディネートを実施している地区の中からモデル地区（4地区※）を抽出し、モデル地区を対象とした評価指標の設定及び検証を行う。
なお、モデル地区は当機構が指定する。
（地方公共団体や地域プレイヤーへのヒアリングを含む）
- ・地区特性をとらえた評価指標の設定の考え方（区域・単位数値などの条件設定）や評価指標のデータ抽出方法、分析に際しての留意事項等を整理する。

※当機構の以下本部支社から1地区ずつを想定

【地方都市まちづくり支援を実施している市町がある都道府県】

- ・東日本都市再生本部……北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、長野県、石川県、群馬県、栃木県
- ・中部支社……静岡県、岐阜県、三重県

- ・西日本支社……和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、高知県
- ・九州支社……福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

- (3) 関係者インタビューに係るアウトプット方法の検討
 - ・当機構が行う関係者（地方公共団体や地域プレイヤー、モデル地区の担当職員等）へのインタビューの実施方法に対する助言を行う。
 - ・伝わりやすさ・わかりやすさを意識したインタビュー結果のまとめ方やアウトプットの方法を整理する。
- (4) 評価指標運用における基本的な考え方（案）の作成
 - ・（１）、（２）、（３）を踏まえ、評価指標運用における基本的な考え方（評価方法等に関する解説資料）の案を作成する。
- (5) 有識者及び実務者へのヒアリング
 - ・（２）、（３）、（４）で整理した内容について有識者や実務者に対し、ヒアリングを実施する。（５回程度）

5. 成果品

- (1) 調査報告書（A4版） 製本3部
 - (2) 調査報告書 電子データ一式
 - (3) その他業務において作成した資料一式
- ※成果品についてはグリーン購入法適合品とすること

6. 特記事項

- (1) 発注内容の変更が生じる場合は発注者と別途協議の上、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (2) 業務内容の一部を実施しない場合は、減額の変更契約を行うことがある。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、その都度、当機構と協議を行い、指示を受けること。
- (4) 本業務を円滑に進めるために、常に密接な連絡を保ち、疑義や問題点が生じた場合は、速やかに当機構と協議し、その指示に従い円滑に業務を遂行すること。
- (5) 成果品の著作権及び著作権は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (6) 本業務において使用する写真、資料、映像、音声等については、当機構及び受注者が著作権を有するものを使用することとし、他者が著作権を有するものについては原則使用しないこと。なお、他者が著作権を有する著作物を使用する場合は、その許諾等手続きの一切を受注者が行うこととする。
- (7) 本件について他者との間でトラブルが発生した場合は、受注者において誠意を持って対応の上解決するものとする。
- (8) 次に掲げる本業務の「主たる部分」※を再委託することは出来ない。
※業務内容における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断。
- (9) 機構より受注者に対して提供若しくは貸出をされた資料等については、本業務以外での使用を禁ずると共に、当機構からの返還要求若しくは履行期間満了時にあってはすみやかにそれを返却するものとする。
- (10) 業務の完了後であっても、成果品に明らかな誤謬が発見された場合は、業

務実施者の責任において訂正するものとする。

- (11) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- ①業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - ③暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (12) 受注者は、上記 6 の成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第 2 章第 2 款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果品の引渡し時に発注者に譲渡する。

7. 守秘義務

受注者は、情報管理を徹底するため、業務遂行上知り得た全ての情報について厳格に管理を行うこととし、故意または過失により第三者に漏らしてはならない。また、本業務の成果品及び資料等についても同様とし、第三者に頒布及び公開することを固く禁ずる。

本義務に違反した場合は、速やかに当機構に知らせた上、双方協議の上誠意をもって対応することとする。

以 上